

財産の取得について

沖縄県観光支援施設に供するため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 那覇市泉崎1丁目20番6
- 2 物件の種類 保留床
- 3 取得予定価格 99,000,000円
- 4 契約の相手方 那覇市泉崎2丁目105番地18官公労共済会館5階
旭橋都市再開発株式会社 代表取締役 福治嗣夫

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

沖縄県観光支援施設に供する財産を取得することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。